

1 学長の任期, 選考方法について

改正前

- ・学長の任期
1期4年
再任は1回に限り可(再任は2年)
- ・選考方法
意向調査※₁を行い, その結果を参考とし,
学長選考会議が次期学長候補者を選考する。

※₁学内構成員による投票

改正後

- ・学長の任期
1期4年
再任可(再任も4年)
- ・選考方法
意向調査を実施せず, 学長選考会議が,
学長候補者によるプレゼンテーションや面接等により, 次期学長候補者を選考する。

2 学部長等※₂の選考について

改正前

- ・選考方法
教授会において, 選挙により学部長の選考を行い, その結果を受けて学長が任命する。

※₂学部長及び大学院研究科長

改正後

- ・選考方法
学長が, 学部長等から学部等の状況について意見聴取を行い, 候補者を選考の上, 面談等を実施し, 学長が任命する。